

太田市立毛里田中学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月17日

平成30年9月 改訂

1 いじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が身心の苦痛を感じているもの」である。

〔平成25年9月28日：文部科学省「いじめ防止対策推進法」〕



個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

〔平成29年3月14日改訂：文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」〕

いじめの定義に基づき、本校では全ての職員が「いじめは、いつでも・どこでも・誰にでも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。学校行事では生徒一人一人の個性を認め、その達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさないという意識を高める。

【自分のこととして捉え、考え、議論する】

- ① 人権尊重の精神の涵養を図る人権教育や豊かな心を養う道徳教育を通して、命の大切さや思いやりの心、集団で協力することのすばらしさについて考えさせる
- ② 学級活動や総合的な学習の時間で、ソーシャルスキルやグループエンカウンター、グループワークトレーニングなどの手法を使い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせたり、よりよい友達関係について考えさせたりする。
- ③ 生徒会を中心にした「いじめ防止の取組」を推進する。
 - ・ 一人一人の持ち味を理解し、お互いを尊重し支え合う。
 - ・ 「いじめ防止フォーラム」や「太田市いじめ防止こども会議」などに積極的に生徒を参加させ、他校との情報交換等を通して、生徒が自発的・自主的にいじめについて考え、改善に向けた活動が進められるようにする。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 「はばプラ」を活用した学習活動の充実を図る。
- ② 人との関わり方を身に付けるためのソーシャルスキルトレーニング活動を取り入れる。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動。特に1年生では、助産師の鈴木せい子さんによる講演会を行い生命尊重の意識の向上を図る。
- ④ 「道徳の時間」の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ②おかしいと感じた生徒がいる場合には学年や学校全体において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「悩み事アンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤「i-check」という質問紙形式の学級状況調査検査を行い、クラスの間関係についての把握を図り、生徒理解を深める。
- ⑥S C、教育相談員による定期的な生徒の観察（授業参観等）により、担任とは違った視点で問題の早期発見を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめは大人の目のゆき届かないところで発生する機会が多いことを再認識し、けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害の様子に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断する。
- ②いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学年はもとより、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ③情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④傍観者の立場にいる生徒にいじめているのと同様であることを考えさせる。
- ⑤いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。また外部機関や専門家との相談も必要に応じて行う。
- ⑥保護者と連携する
 - ・いじめを受けた生徒の保護者、及びいじめた生徒の保護者と直接会って、情報を共有し相互理解を深め、今後の方針など具体的な話をする中で協力を求める（早期の危機回避、謝罪の会での終結など）。
- ⑦事後の対応
 - ・いじめを受けた生徒、いじめた生徒については、継続した観察・指導を行う。指導の過程においては、単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の二つの要件をもっていじめの解消を判断する。
 - ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・S Cや教育相談員と連携して、心のケアを行う。
 - ・生徒対応について、保護者に具体的な助言をする。
 - ・思いやりの心を重点にした指導の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくりを行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての理解を得、情報を共有するとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

4 いじめ問題に取り組むための内外の組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

週1回、問題傾向を有する生徒について、現状とその指導についての情報交換、及び共通理解を行う。

② 教育相談委員会

週1回、不登校傾向を有する生徒について、現状とその指導についての情報交換、及び共通理解を行う。

③ いじめ防止対策委員会

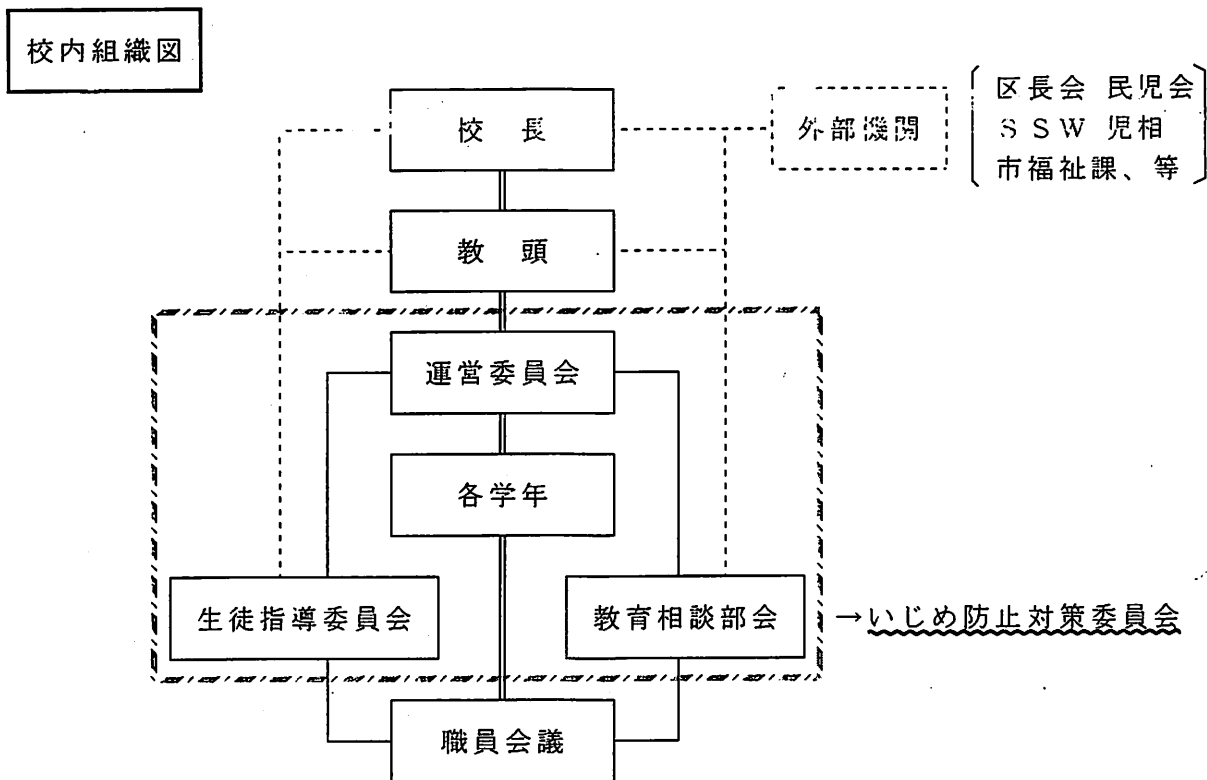
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

④ 長期的な対応の強化

- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ・引き続き、太田市教育委員会との連携を強化していく。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。



5 いじめが原因で「自殺」が起こってしまった時の対応

不幸にして「生徒の自殺」が起こってしまった場合は、(1) 校長を中心にした管理職の対応 (2) 生徒指導主事、学年主任、学級担任の対応 (3) 養護教諭、SC (教育相談員) の対応の大きく3つの方面で分担し対応する。

(1) 校長を中心にした管理職の対応 (含学年主任、PTA 会長)

校長は、① 遺族への対応、② 保護者への対応、③ マスコミ・地域への対応、④ 全

校生徒への対応などで前面に立ち、全体を指揮する。

①遺族への対応

- ・遺族へは、できるだけ早く連絡をする。(継続して接触を続ける)
- ・自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるに当たっての、遺族の了解を得る。
- ・事実を伝える際は、「家族からは、〇〇(自殺、事故死等)と聞いています。」という表現で伝える。
- ・葬儀への生徒の参列についても確認する。

②保護者への対応

- ・自殺についての事実、学校の対応、今後の予定を「緊急保護者会」を開いて伝える。
- ・保護者が今後自分の子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内カウンセリング、外部の医療機関、相談できる機関などの情報を提示する。

③マスコミ、地域への対応

- ・マスコミ対応の情報発信は管理職(校長・教頭)が窓口になる。
- ・教育委員会と連絡を密にとり、「子どもを守る」「遺族のサポート」「第二の犠牲者を出さない」の3つを念頭に置き、一貫した体制で対応する。

・マスコミ対応の留意点は6つ

- ①生徒の自殺の手段を詳細に伝えない。
- ②自殺を美化しない。
- ③遺書や写真を公表しない。
- ④原因を単純化しない。
- ⑤センセーショナルに扱わない。
- ⑥特定の誰かの責任にしない(プライバシーへの配慮)。

(「前の日に〇〇君と言い争いがあった」などの断片的な情報は、特定の生徒に責任が及びかねないので特に慎重に行う。)

④全校生徒への対応

- ・事件後に在校生徒に内容を説明するときは、「全校集会」を開くと、パニックが伝染する恐れがあるので、校長は校内放送を使って全校生徒に「死亡の事実だけ」を伝えるようにする。(該当学級へは、校長が出向いて「死亡の事実のみ」を伝える)
- ・自殺については、「学級担任」から伝える。
- ・心理的なサポートができるように、相談室には市教委の指導の元、カウンセラーを配備する。

(2) 生徒指導主事、学年主任、学級担任の対応

- ・教師によって伝える内容が大きく変わらないように、伝える内容の基本形を決めてから各クラスで伝える。(自殺を美化しない、自殺した人を非難しないなど)
- ・葬儀への参列について、話し合う。(強要はしない。)
- ・心理的な不安への対応として、カウンセラーとの連携を図る。

(3) 養護教諭、SC、教育相談員の対応

- ・一人ひとりへの対応もあるが、全体を広く把握するという視点で、教員同士や外部専門家、専門機関との連携を図る。
- ・管理職、養護教諭、SC、教育相談員、関係する学級担任、運営委員による「ケア会議」を調整する。